

杉浦事務所便り

ご連絡先：〒060-0041

札幌市中央区大通東 2 丁目 8-5 プレジデント札幌ビル 5 階

電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772

e-mail：kimi-coro@apost.plala.or.jp

URL <http://www.sr-roumu.com>

すぎうらブログ随時更新中！<http://ameblo.io/sr-suzi/>



企業を悩ます インターネットトラブル

◆企業を誹謗中傷する内容も

インターネット対策に頭を悩ます企業が増えています。ネットに書き込まれた情報は瞬時に多くの人の目に触れることとなりますが、それが企業を中傷するような内容であれば、企業にとってはイメージ低下につながるおそれもあります。とはいえ、サービスの利便性やプライバシーとの兼合いもあり、情報の規制には困難が伴うのが実情のようです。

◆対応の難しい検索サービスによるトラブル

ある会社が、自社名を入力すると関連検索の欄に「悪徳商法」という単語が自動表示されることに困惑し、大手検索サービス会社に対して表示の差止めを求める仮処分を裁判所に申し立てた事例があります。

昨今問題とされているのが、こうした検索サービスによるトラブルです。検索サービスの画面で、入力したキーワードと一緒に打ち込まれる可能性の高い単語を自動的に並べて表示する「関連検索」という項目があります。利用者がサイトを絞り込んで検索できる便利な機能ですが、会社名や商品名を入力すると、「被害」「悪徳」など、イメージ低下につながる単語が自動表示されることがあります。企業にとっては、たまったものではありません。

先の事例では、企業側が「イメージが低下して売上にも悪影響

が出た」と主張したのに対し、検索サービス側は「利用者の検索パターンを事実として表示しているだけ」と反論し、最終的に、裁判所は企業側の請求を退けました。「利用者は悪徳商法という単語を、同社名と併せて検索する頻度の高い単語と認識するだけである」と判断し、名誉毀損には当たらないとしたのです。

◆行政側の対応は？

もっとも、行政もネット上の名誉棄損問題に手をこまねいてきたわけではありません。2002 年には「プロバイダー責任制限法」が施行され、一定の要件を満たした場合、プロバイダーは被害者の請求に応じて、違法な書き込みをした発信者の情報を開示できるようになりました。

法務省の統計によれば、ネット上のプライバシー侵害などの報告件数は年々増加傾向にあるようです。これは、法律の施行により、一定の要件を満たせば内容を削除できるようになったほか、相手に損害賠償請求もしやすくなって、これまで泣き寝入りしていた被害が表面化したためだと思われる。しかし、同法は掲示板やホームページなどが対象であり、メールのような通信は含まれません。そのため、一斉メールでの中傷などに関しては、「通信の秘密を守る」という観点からも法的に対抗するのは難しいのが現状です。

今後、日常生活に不可欠となった

ネットサービスの利便性を損なわずに、どうやって個人や企業の権利を守って行くのか、ルールのあり方が問われています。

継続審議となっている 労働関係の法案

◆2つの重要法案が継続審議に

通常国会が 6 月 21 日に閉会となりましたが、そこで提出されていた「改正労働基準法案」、「改正障害者雇用促進法案」は成立せずに、継続審議となっています。

この2つの重要法案は、秋の臨時国会に提出され審議されると思われるので、改めてその内容を確認しておきたいと思えます。

◆改正労働基準法案の内容(1)

この改正案における大きな柱は、何といても「月の時間外労働が一定の時間を超えた場合の割増率のアップ」です。

月の時間外労働時間が 45 時間を超え 80 時間までの場合の割増賃金率については 2 割 5 分以上の率で労使協定で定める率とし(努力義務)、80 時間を超えた場合の割増賃金については 5 割増とする、というのがその内容です。

なお、上記の「80 時間」の部分については、「60 時間」に修正されるような動きもありますので、注目しておくべきでしょう。

◆改正労働基準法案の内容(2)

改正労働基準法案のもう一つの柱は、「年次有給休暇の時間単位での取得」です。

現在、有給休暇については、最低取得単位が原則として「1 日」とされていますが、時間単位で細かく取得できるようにして、近年落ち込んでいる有給休暇の取得率アップにつなげるのがねらいです。また、細かい単位で取得できることが子育て支援につながるという考えもあります。

なお、この改正内容については、労働者の過半数で組織する労働組合(ないときは労働者の過半数を代表する者)との書面による協定により、時間単位で有給休暇を与える労働者の範囲、時間を単位として与えることができる有給休暇の日数(5 日以内)などを定めることとされています。

◆改正障害者雇用促進法案の内容

現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない従業員「301 人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、順次「201 人以上」、「101 人以上」の企業へ拡大するというのがこの改正案の大きな内容です。

また、障害者雇用義務の対象労働者に、「短時間労働者」(週の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満)も追加されることも盛り込まれています。

なお、この改正案は 2009 年 4 月 1 日施行予定ですが、納付金支払義務が課される企業の拡大

については、「201 人以上」へは 2010 年 7 月、「101 人以上」へは 2015 年 7 月とされています。

就職・会社・仕事に関する 若手社員の意識は？

◆就職活動に欠かせない「インターネット」

社会経済生産性本部と日本経済青年協議会は、今春入社した新入社員を対象に「働くことの意味」に関して行った調査結果を発表しました。

就職活動で利用した情報源(複数回答)については、「インターネットの企業ホームページ」(86%)が「会社説明会」(83%)を初めて上回る結果が出ました。今や、ほとんどの企業が自社のホームページを持っていると思われるが、そこに掲載されている内容を参考にしている学生が大変多くなっているようです。

また、新入社員が就職先を選んだ基準としては、上位から、「自分の能力や個性を活かせるから」(28%)、「仕事が面白いから」(24%)、「技術が覚えられるから」(14%)となっています。これに対して、「会社の将来性」(9%)や「一流会社だから」(5%)といった理由は、以前に比べると大きく落ち込んでいるようです。

◆「働き方は人並みで十分」！？

また、同じ調査によれば、「働き方は人並みで十分」と考えている人は 51.9% (前年比 4 ポイント増)、「人並み以上に働きたい」と

考える人は 38.5% (前年比 4.3 ポイント減)という結果が出たそうです。「人並みで十分」と考える人の割合は 1992 年以降の高水準となったそうですが、仕事に対する意欲や熱意の少ない若者が増えているのでしょうか？

◆「取締役にはなりたくない」！？

また、日本経済新聞と NTT レゾナントが、22 歳から 29 歳の若手社員を対象に行ったアンケート調査では、「会社の取締役にになりたいですか？」という質問に対し、「なりたくない」と回答した人(65.7%)が「なりたい」と回答した人(34.3)を大きく上回る結果が出たそうです。

「なりたくない」と答えた人の理由(複数回答)としては、「責任を負うのが面倒」(60.8%)、「取締役になる年次まで今の会社にいるつもりはない」(41.0%)、「他人を蹴落としてまで出世したくない」(26.2%)、「株主代表訴訟で負ければ多額の賠償金を払わなければならない」(7.2%)、「社会的なステータスが下がった」(5.4%)などといったことが挙げられていました。

会社内での出世願望、上昇志向を持つ若手社員も、以前に比べると少なくなってきた傾向にあるようです。

◇◇当事務所からのお知らせ◇◇

5 階への事務所の引越しが無事終了しました。今後とも宜しくお願い致します。

